

Title	六車明教授退職記念座談会
Sub Title	
Author	西村, 啓聡(Nishimura, Keito) 寺田, 麻佑(Terada, Mayu) 清家, 裕(Takamatsu, Masahiro) 高松, 政裕(Ogoda, Makoto) 大胡田, 誠(Rokusha, Akira) 六車, 明
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2018
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.40 (2018. 2) ,p.293- 325
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	原田國男教授・三上威彦教授・六車明教授退職記念号
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20180222-0293

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

六車明教授 退職記念座談会

西村 啓聡	弁護士（西村綜合法律事務所）・司会
寺田 麻佑	国際基督教大学准教授
清家 裕	環境省自然環境局総務課課長補佐・原子力規制庁 長官官房法規部門参事官補佐
高松 政裕	弁護士（京橋法律事務所・法務研究科講師）
大胡田 誠	弁護士（つくし綜合法律事務所）
六車 明	法務研究科教授

（司会（西村）） それでは、六車先生を囲む座談会を始めさせていただきます。最初に、各自の自己紹介と現在の仕事について一言ずつお話いただきます。まず、今回の司会を務めさせていただきます、弁護士法人西村綜合法律事務所の代表をしております弁護士の西村啓聡と申します。私は慶應ロースクール第1期の卒業生でございまして、六車先生には民事法の実務と環境法を在学中に学ばせていただきました。

私の事務所は、東京の麹町と岡山県の津山市に2拠点ございまして、今は弁護士3人で仕事をしています。

仕事の内容は企業法務、一般民事、家事事件をバランスよく受任しています。基本的には訴訟が多い事務所だと思っていますが、例えば幼稚園から大学まである学校法人等、40社ほど顧問を持たせていただきながら事務所を経営しています。

本日は、独立して事務所を経営している弁護士の立場から色々な意見を、ロースクールの皆様にお伝えできればと思っています。では、次に高松先生お願いします。

（高松） 弁護士の高松と申します。私も実は慶應ロースクールの1期生で2006年にロースクールを修了し



高松政裕

2007年に弁護士登録をして、京橋法律事務所におります。今は14名の弁護士が所属しています。六車先生も、うちの事務所で一緒にお仕事もさせていただいております。

六車先生にはロースクールの時代に民事法関係の授業でお世話になりました。また、自習室で勉強してちょっと息抜きに外に出て六車先生にお会いすると色々お話に付き合ってください、そういうことでも色々お世話になりました。

私の現在の仕事は、会社を中心に顧問の仕事、それから基本的にスポーツ関係の仕事がメインになります。2015年に、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構から派遣されてイタリアの法律事務所ですぽーつ関係の実務を学んできたこと

がそのきっかけになっています。慶應のロースクールでも、2014年から選択科目のスポーツ法という授業を担当させていただいております。(司会) では、次に大胡田先生お願いします。

(大胡田) 大胡田誠と申します。私も慶應ロースクールの第1期生です。六車先生には学部の頃に環境法の授業でお世話になりました。またロースクールの授業で民法総合の講義を聴かせていただいたご縁もございます。あと、最近は、私の職場が新宿御苑にあるのですが、先生のお宅もお近いということでよく駅などでお目にかかり、最近は元気か？ なんて声を掛けていただくのがちょっと楽しみであったりします。

私はロースクールを2006年に卒業し、2007年に弁護士登録をしました。最初に勤めたのは渋谷シビック法律事務所という、第一東京弁護士会が運営している公設法律事務所でした。そこでは、主に経済的に困窮している方のサポートの仕事をしていました。借金問題ですとか、貧困で社会保障と法律のはざまにいるような方を助ける仕事を沢山やりま

した。そして3年ほど前に、新宿のつくし総合法律事務所に移りました。

この事務所は、実は所長も私と同じように、全盲の障害を持っている弁護士なんです。私が弁護士になりたいというきっかけとなった本を書ってくれた竹下義樹弁護士という弁護士が所長を務めている事務所で、ぜひ私も弁護士になったら彼の近くで働きたいと願っていたところ、このつくし総合法律事務所の東京の事務所ができたということを聞きましてそれのご縁で雇っていただき、働かせていただいているという、そんな状態でございます。

私は全盲の障害を持っておりますので目の見える弁護士と違う工夫がいくつかございまして、1つは目の見えない私たちのために開発されたさまざまな道具があるので、それを使って仕事をしています。

例えば、今手元にあるこの機械ですが、これは点字でメモを取ったりそのメモの内容を点字で確認することができる電子手帳のようなものでございます。ここには裁判の資料だとかスケジュールとか、そんなものを入れてあります。あとは、皆さんも



大胡田 誠

お使いの iPhone なのですが、この iPhone って表面はつるつるですけども、画面の情報を声で読み上げる機能がかなり充実しています。例えば……〔iPhone 機能の読み上げ〕……今、何か「LINE」が届いているんだとか時刻とかを読み上げてきました。こんなふうに合成音声で画面の情報を読み上げてくれる携帯の iPhone を使ったりとか、あとはパソコンの画面読み上げソフトなどを使っています。そんな特別な機械を使うのと、あとは目の見えるアシスタントとうまく連携をして仕事を日々行っております。

今、主にやっているのはもう町弁そのものなんですけれども、離婚、相続、借金、交通事故、そういった市民の皆さんに身近な法律トラブルが

ほとんどでございます。また私自身が障害を持っているということもありますので、さまざまな障害を持った方からのご相談もわりと多く受けている方かなと思います。

少し前には違法施設に閉じ込められている障害者を助け出すような活動もいたしまして、施設の中に外に出たいと思っている障害者が2人いるということを確認して、ワンボックスカー2台でこの施設に乗りつけて中から2人を奪還してくるようなこともやりました。何かさながらグリーンピースみたいなそんなところもあるかもしれませんが、法律事務所にいるだけではない、色々な社会とのかかわりの中で弁護士活動をしている私でございます。今日はよろしく願いいたします。



清家裕

(司会) では、続きまして清家さんをお願いします。

(清家) 清家裕と申します。私は慶應ロースクールの2期生で、六車先生とのご縁は学部とときの環境法の授業にはじまり、ロースクール在学中も先生が担当されていた環境法と名の付く授業はすべて履修しました。

もともと法曹というのもありましたけれども、環境問題に携わる仕事がしたいというのが子供の頃から通じての思いとしてありましたので、ロースクール在学中に国家公務員の試験を受けまして2008年に環境省に入りました。現在、ちょうど入省10年目になります。

これまで環境省では、主にキャリアの3分の1は法律の策定又は改正の仕事を担当しました。最初は、もうかなり昔の話のようですが、民主党政権になった当初の「地球温暖化対策基本法」という法律の策定に関わり、その後も廃棄物や自然環境分野の法律改正に携わりました。キャリアのもう3分の1は、外務省に出向しまして、気候変動の国際交渉を担当しました。いわゆるCOPの場で交渉する仕事で、古くは京都

議定書、最近で言うとパリ協定に関わるような仕事です。そして、キャリアの残りの3分の1は環境省の新卒採用などを担当していました。

直近は、平成29年の通常国会で生物多様性に関する法律を2本改正しまして、1つは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で、我々の身近な自然に生きている昆虫や淡水魚などの生き物の保全を進めていくことや、種の保存に取り組む動植物園などの活動を後押しすることなどを内容とするものでした。もう1つは、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」で、条約で締約国に義務づけられた規制を導入するための改正でした。

現在は環境省の外局である原子力規制庁に所属して、原子力規制に関する法令問題全般を担当しています。今日はよろしくお願いします。

(司会) それでは最後に、寺田先生をお願いします。

(寺田) 寺田麻佑と申します。ロースクールに在学していたときは環境法を六車先生の下で勉強しており、司法試験の選択科目は環境法でした。



寺田麻佑

2007年に合格した後に、結局私は修習には行かず、博士後期課程に進んで、そこからドイツに留学をして、環境法とも非常に関係が深い行政法の勉強を続けて、今は国際基督教大学教養学部の准教授として行政法と環境法を教えています。

六車先生の講義と現在の自分の仕事

(司会) それでは、次のテーマに移らせていただきます。ロースクールにおいて皆さんが六車先生の講義を受けたことが、現在のご自分の仕事にどのようにつながっているのかお話しいただきたいと思います。では、まず高松先生からお願いします。

(高松) 僕は環境法の選択ではないですけども、1年目の民法総合での模擬裁判が一番印象に残っていま

す。あのときに六車先生が法服を着て裁判長役をなさったことを、今でもすごく覚えています。サブリースの事件をやったんです。

(大胡田) そうですね。

(高松) そのときの六車先生の訴訟指揮がやはり裁判官らしいなと思って、感銘を受けたんです。今、先生の顔を見て言うのは恥ずかしいですけど(笑)。それで頑張ろうと思ったんですね。当時は2階に自習室があって、1階の今の教員室のところにカフェがあって、そこに気分転換にジュースを買いに行き、六車先生にお会いすると気さくに声を掛けていただいて、勉強の調子はどうみたいな話や、こちらの相談とかにも乗っていただきました。そういうことが試験勉強などにも役立ちましたし、こういう実務家になりたいという将来像を描くことにもつながりました。それが、六車先生の授業を受けていて思ったことですね。

(司会) では、続いて大胡田先生、お願いします。

(大胡田) 私が六車先生から学んだのは、言葉というものに繊細にならなければいけないということなんで

すね。今でも覚えていますけれど、民法総合はいわゆるソクラテスメソッドで先生が生徒をどんどん指名して発言を求める授業だったんですけれども、何度か授業が止まる瞬間があるんですよ。

どんなところで止まるかというと、例えば「バブル」って何だ、とか、あるいは「権利証」って何だ、とか、六車先生がそういうことを生徒に問うわけですね。みんなバブルって抽象的には何となくイメージはあるけれども具体的に言葉で説明ができなくて、えーと、えーとなんて言っていると、はい、次、はい、次という感じでみんな指されて分からない、そんな瞬間があったんですね。

あとは「証明」と対となる概念は何だというものもありましたね。これは「疎明」だったんですけれど、それもなかなか学生からは答えが出てこなくて、発言を求めて六車先生が何周も何人も指されるということがありました。

勉強していた当時は何かこれは時間の無駄じゃないかな、もっとちゃんと法律の根っこのこととかを教えてもらった方がいいんじゃないかな

と思っていたんですけれども、後々になって思うとそうではなくて、バブルという誰でも知っているようなことだけれどちゃんと理解している人が少ない概念があること、権利証というよく使うけれども実はそれが法的にどんな位置付けがあってどういう効果があるものなのかということとをちゃんと分かっていないこと、証明と疎明という基本的な概念に対する正確な理解の大切さ、あと物事に対する繊細な感覚、そういったものを我々に伝えてくださっていたんだということが後になって分かりました。

そういった授業を受けて、身に付いたかどうか分かりませんが、言葉や一見分かったような気になってしまう概念については一度立ち止まって考える、そして自分の言葉で説明できるようにしなければいけない、という意識を植え付けていただいたような気がしております。

あとは、高松さんもおっしゃっていたことと通ずるんですけれども、六車先生は皆さんご存じのようにすごく偉い先生なのにすごく気さくでいらっしゃって、廊下で会ったら本

当に気軽に声を掛けてくれますし、私のように目が見えない学生のことをよく気に掛けてくださるんですよね。

板書をされたときにもどうすれば大胡田にも分かりやすい板書になるのか、今書いてあることはこういうことなんだよということを事細かく言葉で説明をしてくださったり、本当に実るほど頭を垂れる稲穂かなという言葉があるように、一人一人の学生のことを常に見守って何か優しいまなざしを送ってくださった、それが六車先生だなというふうに思っています。

(司会) 清家さん、お願いします。

(清家) 私も大胡田さんのお話と通ずる部分があるのですが、六車先生の講義を思い出してみると、「自分の頭で考える」という当たり前のことの大切さを教わったと思います。六車先生は講義の中で、我々学生に問い掛けられることが多かったです。環境法の六車先生のレジュメは、ある意味名物だと思うのですが、非常に多くの情報量の中に考えるエッセンスや問い掛けみたいなのが沢山ちりばめられていて、六車先

生の講義が終わった後は毎回、あ、答えが分かってスッキリしたな、ということではなくて、むしろ悩みがより深まるというか、何かその後も余韻がずっと続くような、そういう講義が多かったですね。

そして、仕事を始めてみると、向き合うのはいつも新しい問題ばかりです。大事なのは答えを知っていることではなく、初めて見聞きする事柄について自分で考え、解決していくことだと今になって実感しています。現在担当している原子力の規制も、技術的なことは素人同然なので日々勉強中ですし、福島第一原子力発電所の事故以降大きな政策転換が求められている政策分野でもありますので、その意味でも固定観念や既存のルールに縛られることなく、自分の頭で考えて、答えを出していくことを意識するようにしています。

もう1つは、講義のことではないですが、六車先生を囲んで色々な方々とつながったり、同期と再会したりすることが多いので、六車先生に人とのつながりを広げていただいたと思っています。今日も、六車先生を通じて、大胡田さんや高松さん

と初めてお話することができてうれしいです。

(司会) では、寺田先生はいかがですか。

(寺田) 私は今の国際基督教大学教養学部就職する前に、和光大学で環境法の非常勤をやらせていただきました。和光大学の講義は今も続けているのですが、実は六車先生にご相談を申し上げてレジュメを全部いただいたりしました。私の授業の半分ぐらいは六車先生のスタイルに影響を受けています。真似しているわけではないですけども(笑)。

六車先生の授業で様々な観点から議論をしたことや、資料を集める方法など、すべて今の仕事に役立っています。また、六車先生のご自身の裁判官としての経験もあってのことだと思うのですけれども、こういう判断がなぜ出たのかということを掘り下げて教えてくださったことにも影響を受けています。間接的にも、行政法の授業や、学生への接し方など、そういうことも含めてすべて影響を受けていると言っても過言ではありません。私なりにちょっと解釈をしながらみんなと議論をしたりし

を進めています。

今も私は慶應義塾大学の法学部で行政法総論と去年は行政救済法、今年は基幹科目の行政法総論を非常勤で受け持たせていただいております。三田に来たときに六車先生にお会いすることも多いのですが、去年非常勤を始めるに当たっては、六車先生に慶應の学生さんを教えるに当たってどのようなことに気を付けたらよいのか、数時間にわたってレクチャーをいただきました。

ロースクール時代のことは、まさに血となり肉となり生きていて、今も当時、私自身が作ったレジュメもよく読み返しますし、六車先生のレジュメも、和光大学に行く際にいただいた当時の最新版のものから古いものまで全部保存していて、時々見返して内容の充実とか内容の調整を図ったりしております。

(司会) 私は環境法と民法総合に加え、論文指導も受けさせていただきました。テーマは公害規制政策に関するものでした。私はせっかくロースクールに入って、司法試験だけで終わってしまうのは非常にもったいないという気持ちがあり、論文

を書く機会があるということでしたので、2年生の後半ぐらいから論文の作成を先生に指導していただくことが非常に勉強になりました。そういう意味で1期生の中でも六車先生に非常に身近なところで色々勉強をさせていただいて、六車イズムが一番身に付いたと思います。

また、普段弁護実務をしていると、裁判官はどのようなことを考えているのかということが常に気になることであり、なかなか分からない世界でもあります。私が人生で最初に出会った裁判官出身の方が六車先生で、学生のときに先生と身近にお付き合いをさせていただいたことによって、裁判官はこういうものの見方をするんだな、ということがある程度わかるようになったということ



西村啓聡

があります。裁判官の訴訟指揮から垣間見えるんですね。色々な言動からこの裁判官はどういうふうを考えているかなということが、ほかの弁護士よりも見られるようになったのかなというところは感じています。それは六車先生のおかげだと思います。裁判官はこの問題をどのように考えるのかという視点を常に持つようにしています。

あとは環境問題について、弁護士になってから NGO と一緒に化学物質規制法に関する活動をしましたけれど、我々の作った政策を持って経済産業省に交渉しにいったりとか、国会議員の先生にレクチャーをさせてもらったりとか、そういう活動もさせてもらっていました。それが先生から環境政策を学んだことが契機になったのかなと思っています。今の事務所経営が落ち着いたらまた環境問題に取り組みたいとは思っています。

(高松) 僕が恵まれているのは、今、先生と同じ事務所にいまして、お会いする機会も多い分、お会いするたびに今の環境問題の話や LLM の授業のお話など、色々なお話を聞かせ

ていただいて、特に環境問題については僕自身もすごく意識が高まってきました。

スポーツ法の分野でも今は環境問題と切り離せませんし、特に CSR の問題はスポーツの分野でも不可欠のテーマであって、そういう中でやはり環境問題は僕も結構勉強する機会も多いので、僕にとっては同じフロアでお話できるというのは財産だなと思います。

あと同じ事件もやっていて、さっき大胡田さんも言っていましたけれど、言葉の一つ一つを大切にするとするのは弁護士活動でもまったく同じで、僕が書いた文章とかを直接赤入れしてくれるのでこんなに恵まれていることはないなと思います。卒業してもいまだに六車イズムを教えてください。

ロースクールの学生さんに向けて

(司会) では続いて3つ目のテーマである、ロースクールの学生さんに向けて、どのような勉強が5年後、10年後に役に立つのかというテーマについて話をしていきたいと思っています。では、もう一度高松先生

からお願いします。

(高松) 僕は、今、選択科目のスポーツ法という授業をロースクールでやらせていただいています。去年までは実務家ゼミも5年間やっていたんですけど、そこでは民法を担当していたんですね。色々な学生さんと触れ合ってきましたし、どういう勉強しているのかというのを見てきました。

その中でも自分なりに思うのは、やはり集中して勉強できる時期というのがこのロースクールの時期しかないで、できれば何を勉強するかというと必修科目はもちろん、それプラス例えば知財をやるんだったらそこでみっちり知財の勉強をしたり、労働法をやるんだったら労働法の勉強をしたり、他にも倒産法の勉強をしたりと、そういう必修のほかにコアとなるような法律ってあると思うので、その基本書を読むとかそういうところに時間を割くのがいいのではないかと思います。

例えばスポーツ法という分野はわりと先進科目という感じではありますけれども、むしろ民法とか労働法とかの独禁法とかそういうものの集大成というか、そういうものが集



まったソフトローの体系なので、例えば実務家になってからそういう新しい分野をやってみたいというときも、必ず役立つのはロースクールのときにその必修科目プラス、コアとなる法律家科目を、一生懸命、一から勉強するということなのかなというのを今は痛感しています。

自分でも今は一から基本書を読むという時間はやはりなかなかないので、何か新しい法律が出てきたときは、なるべく短時間で理解できるような方法になってしまうので、やはり仕事をしながら勉強するということは大変です。ロースクール生のようにみっちり勉強できるときに、集中して基本書とかを読んでもらえばいいかなと思っています。

(司会) では、次到大胡田先生、お願いします。

(大胡田) ロースクールのときに学生さんにやっていただきたいのは、これからの人生の基礎体力を付けてほしいということですね。これは物理的な体力ということもあるかもしれませんが、私が思うのは膨大な情報をどうやって効率的に処理するかというそういう事務処理能力と、あとは逆境におち当たったときに負けない胆力といいましょうか、そんなものを身に付けられるのがロースクールだろうという気がしています。

1つ目の事務処理能力ですけれども、私がいた1期生の頃はおそらく先生方も加減が分からなかったんだと思うんですけれども、1コマの授業に対して本の1冊分ぐらいの資料をどんと渡されて、これを読んで予習しなさいみたいなそんな授業が結構

あったんです。私の場合には自分で読むことができないので、夜中にパソコンのスキナーに一枚一枚これを手差しでスキャンを掛けて、一晩かけて資料を読み込んで寝ないで授業に出るみたいな、そんな日が週に何回かありました。これによって何か膨大な情報を短時間で自分の発言できる状態に処理するとか、そういった訓練ができたような気がしています。

あとは、実際に実務家になりますと、本当にこれはどうやって取り組んでいいのかなとか、これは絶対に負けるだろうなみたいなそんな事件ってあるんですよね。だけれどそんなときに、いやいや、待てよ、でもほかに何か手があるはずだと思うためには相当な胆力が必要だと思います。ロースクールの、無茶だと思うようなそんな膨大な量の予習をしてみんなと議論をする経験が、自分の基礎的な体力というか胆力を養う機会になるだろうと思います。

実務に就いてから基礎体力を付けようというのは無理です。どんどん新しい事件が来て新しい依頼者が来るので、もうそれに追い回されちゃ



うわけですね。そういったことから自由なロースクールの時代に、それをぜひ身に付けていただきたいというふうに思います。

あともう1つは、これはよく言われることだと思いますけれども、法的な三段論法を徹底的に身に付ける必要があると思います。これはロースクールの山川隆一先生という方に教わったんですけど、必ず法律の文章って IRAC の流れになっているんだと。I というのは issue で、R は rule で、A は application で、C が conclusion。問題を発見してそれに適用するルールを見つけて、事実を当てはめ結論を導き出す。この IRAC というのが、すべての法律文章の基本なんだということをたたき込まれたんですね。

これが今でも私の骨の部分になっていると思います。法的な三段論法ができるかできないかというのが、おそらくこのロースクールで学んだ学生がそうじゃないかの分水嶺じゃないというふうに思っております。

(司会) 清家さん、お願いします。

(清家) 私は2つありまして、1つはこれも高松先生と大胡田先生の話

とかなり共通することなのですが、法律の専門家になるための基礎的な力を付けるということが大事ななと思っています。私は皆さんと違って行政という立場ですけども、例えば、直近の法改正作業では、個人の財産権を制限する規定を入れる必要があったので憲法をあらためて勉強しましたし、罰則を伴う規定を書くときには構成要件をどのように規定したら実際に刑事実務がうまく動くかということを考えました。ロースクールを出て行政の世界に入ると、ある種法律の専門家としての役割が期待される部分もあるので、どんな法分野であっても対応できる力が求められると思います。そういう力をロースクールの間に養っていくことが大事ななと思っています。

もう1つは、何かしら自分の興味のある分野を見つけてとことん追求することも、ロースクール時代にとっても重要なことかなと思っています。私の場合にはそれが環境問題でした。私自身はロースクール時代に環境問題をとことん追求したとは言えないので偉そうなことは言えませんが、例えば六車先生が公害等調整委員会

にいらっしゃった頃に担当されていた^{てしま}た豊島事件の現場である香川県の豊島に環境法を履修していた同期と一緒に行って、被害に遭われた方や豊島事件の訴訟を担当された弁護士さんなどに話を聞いたりしました。あるいは国立マンション訴訟の現場である国立市のマンションを実際に見に行った上で判決を読み返したり、もんじゅ訴訟を担当された弁護士の方のお話をうかがいに行ったりもしましたね。こうしたことは、私にとってもとても貴重な経験でしたし、同じ環境法選択の同期を見ても、そのような当時の経験が大なり小なり現在の仕事につながっている人が多いように思います。

(司会) それでは、寺田先生の視点からちょっと説明していただければ。



(寺田) 今もロースクールでは双方向授業というのをやっていると思うのですが、ロースクールでは調べてそれを発表するというような形の授業が結構ありました。六車先生の授業もそうでしたし、他にもオステン先生の授業や、国際環境法の大森先生の授業もそうでした。おそらく弁護士の方にとっても、特定のトピックに関してすごく勉強しなければならない場面があると思うのですが、集中して特定の分野を勉強する訓練みたいなものもロースクールでできたと思います。今、私は行政法と環境法という分野の研究者になっているわけですが、やはり短期的にあるトピックについて勉強をして、それを発表した上で論文にするというようなことを結構やっていますが、それはロースクールでの訓練と直接に関係しているなと思います。

ロースクールは、学部とは違って、みんなプロになるんだという感じで発表とかも真剣にやっていたので、ロースクールというよりも1つの社会で発表しているような感じを受けていました。それから、私は学部よ

りもロースクールでの人間関係の方が今に生きています。一緒に勉強したグループや、グループ発表などで一緒だった人と議論を続けて、その後、実際にプロフェッショナルになったときにも、やはりこの分野だったらこの人に聞くのがよいかなとか、ちょっと相談をしたいなとか思うときに、実際に相談をしたり、関係者に知り合いを紹介してもらったりしています。また、私は研究者として仕事をしているわけですが、ロースクールの卒業生でよく一緒に論文を書いている板倉陽一郎という弁護士の友人がいて、彼とは研究を一緒にやっているの、そういう意味でも人間関係というか、仕事上の人間関係も含めてロースクールでつくることができ役だっています。

おそらく慶應に来ていなかったら、私はこういうふうな形で濃い信頼関係を醸成することができなかったのではないかなと思っています。

(司会) 最後に、私から話をさせてもらいます。私はここまで10年ぐらい弁護士をやってきました。今感じているのは、弁護士は、やはり事件



との出会いによって色々な専門性が広がっていきます。例えば自分が付くボス弁の業務によって、その専門性というのが変わってくるので、学生のときに例えば知財でずっと一生生きていくとか、労働法で生きていくと決めても、そこは色々な人との出会いとか、時代の流れもありますので、弁護士はなかなか1つの分野に限って生きていくのが難しくなっているのではないかなと思っています。

もちろん一部の大手事務所では専門分野に限定して仕事をするというのは可能なのかもしれませんが、大部分の弁護士は一応あらゆる法分野についてある程度精通をしていないと、実力を発揮できないのが現状ではないかなと思っています。そういう意味では基礎的な知識、例えば民



事系で言えば民法、商法の基礎的な知識が、どこまで自分の中で血肉化しているかというところが大事ではないかと最近思っています。5年後、10年後にどういう分野に進むとしても、やはり民法、商法の基礎的な知識を使いこなす力をつけるというのが必要なのではないかなと痛感しています。

最近是我的顧問先でも相談の7～8割が、特に中小企業なんかは労働法の相談が非常に多いので、労働法というのは時代の流れもありまして、勉強していく価値のある分野ではないかと思います。

あとは、ロースクールの勉強がどう生きていくかという点については、法律の勉強も重要だと思いますがけれど、司法試験の勉強にとらわれずに色々な留学とかボランティア活動

とかに挑戦するのもよいと思います。

私は六車先生をお願いをして自主ゼミを企画し色々な環境政策を勉強させていただきましたが、そのように自分たちで何か仲間を募って自主的に勉強していくとか、そういう司法試験に向けた勉強以外の部分、いわゆるコミュニケーション能力を養うとか、みんなで同じ目標に向かって何かをつくり上げていく作業をするとか、学生のときしかできない活動をロースクールでやっていくことが、将来に生きてくると思います。

例えば、弁護士は知識があり書面がうまく書ければ成功するわけではなく、やはり高いコミュニケーション能力や自分をプロデュースする能力が求められます。そういう意味で、法律の勉強以外のことやって、学生時代に幅広い視野を見つけていてもらいたいと思います。

授業で心掛けていたこと

(清家) 2つ目のテーマとも関係するのですが、先生は授業をされるときにどのようなことを心掛けて講義をされていたのでしょうか。

(六車) 皆さんの話を聞いて色々な

ことを思い出していました。けれど思い出したというのは、同じような感想を他の人からも昔に聞いたな、というようなそういうものです。

今、清家さんからそういう質問があったので色々思い出していたのですが、すけれども、答えを言ってくれないということをよく言われます。僕もよく分からないし断定もできないし時間もないし、ただ思い付く疑問をそれぞれ民法総合だったら民法総合で、環境法だったら環境法で問いかけているうちに時間が来ちゃうとかそんな感じです。そのことは、学部のころからも言われていたかもしれません。

だけれど、僕は裁判所に21年、その間に法務省に4年行って公害等調整委員会に1年行って、それで突然先生になったわけです。ですから例えば修士とか博士とかのときに、自分の教わっている先生の授業に出るとか指導を受けるといったことがなくて、いきなり先生になったわけです。それで、例えば日吉で法学とかそういう授業もやったりスクーリングもやったりして、5年経ったらロースクールができて、そこで教え



六車明

るということになった。こういうのが先生のやり方だと意識して答えを言わなかったというわけでもなくて、そのときの自分の状況で誰かお手本になる先生とかその先生の授業に出てそれを見習うとかということもしないで、いきなりそういう授業をどんどんやっていたわけです。

やっているうちに僕の授業を聞いても答えを最後まで言ってくれないとか、また中途半端に終わっちゃったとかということも言われたんです(笑)。だけれど、それは直しようがないというか、どういうふうに直したらいいのかとかどうするのがいいのかというのが、もう正直に言って分からないままもう次々とその学期が終わって、また休みがあると次の学期が始まってという。

環境法も環境法ⅠとⅡがあったり、そのあと色々新しいテーマ研究だ、テーマ演習とかというのがあって、そこで集まる学生さんも、色々なタイプの学生さんがいたり人数も違うとかね。それは本当に分からないですよね。その分からないというのは、何がいいかというか。だけれど、自覚はしていたんですよ（笑）。

（清家） 私が思うに、先生は授業に至るまでにご自身ですごく深く物事を考えられていて、環境法の場合はもうレジュメを見ただけでそれははっきりわかるくらい、どれだけ時間を費やしてそれを作られているかということが想像できないくらい膨大なレジュメだったと思うのですが、おそらくそこで考えられた結果の悩みとか疑問を授業でお話しいただいていたのかなという気がしていて、私自身は授業の中で答えを得られないことへの不満は全くなく、むしろ先生と疑問点を共有できたことがうれしかったというか、そういうところはあります。

（司会） 実際に実務の世界に、正解なんていうのは絶対ないものです。司法試験では正解があるでしょうか

ら学生はそれを求めるのでしょうか、実際は実務家なら皆さんは分かると思うのですが、やはり正解は絶対にはないわけです。

ない正解について、我々弁護士としてはクライアントの立場に立っていかにも有利な結論に導くことが重要で、正解がない世界をいかに自分たちに引き寄せて主張をしていくかということに尽きるわけです。そこには何らかの正解というものが別にあるわけじゃないですから、そういう意味ではロースクールってそういうところなんじゃないかな、私は別にそう思っていました。

（六車） 例えば国立マンション事件ですともう10年ぐらい経つわけです。地裁があつて、高裁があつて、最高裁があつて、毎年授業をやるから毎年読み直してみると、自分で読んだ感じがやはり毎年変わるんですよ。学生の質問とかそういうことによってもう1回読み直してみると気付くこともあるんですよ。「景観」という言葉があるじゃないですか。

（大胡田） ええ。

（六車） 大胡田さんだったらお花見

はどういうふうに、何を楽しみに行くんだろうとか、そういうことです。何かおいしいものを食べに行くとか。それで、国立マンション事件の高裁判決は環境法からすれば厳しい判決かもしれないんですけども、読んでいたら車いすの方が出てきます。車いすの方の視点は低いんです。小さい子供、車いすの方とかの視点がかかなり低いということは、その視点は木の枝の下からになっちゃうので、普通の身長の人が普通に見るのと全然違うと思うんですね。そういう車いすの視点というのは地裁とか最高裁にはないんです。

環境法というのはどういう法律なのかということを毎年考えて、環境の定義というか、国際的な環境に対する話題が毎年次々と出てくるときに、そもそも環境ということはどういうことなのかを考える。見えるか見えないかだけでなく、音にしたって、人によってこの音でうるさいという人もいるけれど平気だという人もいるとか、みんな違うと思うんですね。そういうようなふうに思っただけで判決をまた読んでみると、何年も前に読んだ下級審の判決のどこ

かの事実認定で、その裁判官は意識しているかどうかは分からないけれどもそういう言葉に気付くことがあるんですね。もう1回読み直してみるとかもう1回その紛争全体というのを見直してみる。

環境法だけじゃないんですけども、あらゆる法律で、あらゆる場面でそういうところを一つ一つ丁寧にやっていくと、環境法だけではなくて法というものがもっと一般の人に身近になると思います。専門家が独占するような言葉を使っている業界というのが一番よくないと思うんですね。自分たちの仲間だけで使う言葉で、その中でだけ言葉をしゃべっている、楽しそうにしているというのが、本当は法を欲しい人たちを遠ざけてコミュニケーションをしくくしている。さっき西村さんが言われたように、コミュニケーションとかプレゼンテーションとかですね。

そういういつも思っているような気持ちと、皆さんがそれぞれの今のお仕事の中で感想を言われていることが、本当に根っここのところで同じだなと思います。



(司会) 確かに私も自分が携わった過去の環境の裁判を思い出すと、やはり裁判官の方は環境の保護法益みたいなのをあまり重要視されないとというのが実感です。現場でものすごい数の仕事を抱えている裁判官の方から見たら、やはり環境の保護法益はあいまいなものであり、その権利侵害による損害を認定するのが困難であるのではないかと思います。実際に裁判例が積み重なり損害が算定できる交通事故等の裁判とは異なり、環境権の侵害による損害については先例がなく認定しにくいのかと思います。

例えば、墓地の経営を市が許可し、周りの住民たちはそれにより景観等の環境が害されたという裁判をしましたが、結局環境権等の保護法益については、裁判官は重要視していな

いようでした。

結局環境権というところから攻め込んでも駄目であることを認識し、行政手続違反を中心に裁判を展開し十分な成果を得ることができました。この経験から環境権そのものを争点とした裁判を我々弁護士が起こしても、今の実務だとのれんに腕押し的なところがあります。それは日本の法制度の問題かもしれません。

(六車) それはどこの分野でも同じで、例えば社会福祉とか生存権とかそういう問題について、判決で実質的にすごく困っている人が救われることがあります。その救われる一番根本的な論理が例えば生存権とか環境権とかではないわけですよ。そこはすごく大事なところだと思います。

環境権とか生存権というのはきちんと勉強しなくちゃいけないけれど、実務家になってそこで困っている人を救わなくちゃいけない。それについての最高裁の判例とか現在の裁判官の持っているイメージとかそういうのを前提としなくてはならない。環境権とか憲法違反だとか言って勝てるわけがない事件を、それを言っただけしょうがないでしょう。弁護

士さんというのはそうではなくて、
どんなところでもいいからそのどこ
かを突くわけでしょう。行政手続き
のちょっとしたところを突くとか、
そういうことなわけでしょう。

(司会) そうです。

(六車) だから、行政法というのは
そういうところで生きるわけで、実
質的に環境で困っている人とかその
生存が厳しいという人たちを、どう
やって救うかというときは、真正面
からではだめな場合もあるわけす
よね。そういう仕事を10年ぐらい
やってこられると、本当に救済をす
るためにはそれぞれの分野でどうす
ればいいのかということが経験で分
かってきたり、最高裁の重要な判例
集に載るような判例というのはどこ
の論点で勝負をしているのかとい
うことが分かってきたりするわけです。

地裁、高裁があって最高裁があっ
て、その最高裁で裁判官がどうい
う思いで判決をしているのか、救済
される場合もあるわけですけど、そ
の救済されるその判決はもう独り歩
きをします。その判決によってまさ
に行政が今後どういうふうに動くか、
会社がどういうふうに動くか。環境

権とか労働基本権みたいなところの
一番の基本が分かっている、行政手
続きとか行政法がちゃんと分かっ
ていて、その全体の中で自分の依頼者
の人が一番救われて、かつ大きな判
決が出た場合にその依頼者だけじゃ
なくてより広い人も救われていく。
最高裁はこの判決がその後どうなる
かということは考えていますからね。

絶対に勝てそうもないような事件
を例えばちょっとした行政手続きと
か、行政法のあるところを崩してい
けば崩せるという場合もあるわけ
です。その結果、その人の生存とか労
働基本権とか環境が守られるしその
人だけじゃなくてもっと広く守られ
る。

その辺のところはなかなかロー
ス쿨の時代にはよく分からなくて、
皆さんが今ぐらいから気が付いてき
てそれを伸ばしていけば、将来そう
いう事件になったときに非常にバラ
ンスの取れた対応ができる。行政官
であればその訴訟の対応とか最高裁
の判決、裁判官が何を考えているか
ということ、ロースクールで勉強
したそのものとしてその判決を受け
止めることができる。そういう人が

1つの役所に1人でもいて、これはこういう意味だときちんと言え、それが本当に正しければみんなが納得してくれる。

だから、理論として本質的なところをきちんとやっていれば、実務に就いたときに本質的なところが本当に身に付いているから、救済されてなかった人が、あるいは裁判官が気が付いてないような見方を見せて判例を変えられる。

今は分からないかもしれないけれど、何年かしてもう1回判例を読み直すことだってあるわけです。皆さんの話していることは本当にそうだと思います。僕もまだ元気なうちはよりそういう方向で勉強したいなというふうに思いました。

ロースクールの在り方

(司会) それでは、次のテーマとして、ロースクールの在り方を少し議論したいと思います。六車先生から今のロースクールの現状などを話していただいて、今後のロースクールの在り方について皆さんと議論をしたいと思います。

(六車) 非常に大きな流れとしては

高校生ぐらいが法学部を希望しなくなってきて、また、法学部の中で法律家を目指すという人もものすごく少なくなってきています。この状況が10年ぐらい続くとその世代の人が50代から60代ぐらいになるころの日本において、きちんとした法曹養成を受けた人材が非常に少ないという時期が来て、それは社会に対してもう大きいダメージになる可能性があると思うんですね。

受験生の数もすごく減っているしロースクールに入ってくる志願者の数も減っている。それは世の中の人から色々言われていますけれど、普通に教育を受けてきたら、ある一定の人が法に関心を持って、法の世界に来るという長い間続いてきたことが崩れているのが一番の問題だと思います。今まで法律家とか法に関心を持った人たちのかなりの部分が違う分野に行ってしまうことで、日本の人材のバランスが崩れているように思いますね。

そうすると法の役割とか法の本質みたいなことを、法学部あるいは法律学科できちんと勉強している人の数が極端に減る。あるいは望まなく

て法学部に来てしまったと、本当は別のところに行きたかったけれどもしょうがなく法学部に来るとか、そういうようなことになりかかっているような感じがするんですね。

今のままだと次の10年は日本全体として法的なものが弱い時代になると僕は思うんです。では、それをそういうふうに認識していいのかとどうかと、仮に認識するとしたらどこをどうやって誰がどこから変えていったらいいのか。

(司会) 我々としては、法律家の魅力という観点から話すのがいいでしょう。

(六車) 法律家や、法律の世界ってこういう魅力があると若い人にもっと伝わればと思いますね。

(高松) 僕も今、六車先生のお話を聞いていてまさに同感です。法曹になりたい人が減っているとか法学部に行きたい人が減っているというデータが出てきて、やはりロースクールとか試験制度の問題じゃないかと言われがちです。しかし、そこは確かに問題があるかもしれないけれど、僕が以前から思っていたのは、今まさに六車先生がおっしゃったよ



うに高校生とかもっと中学生、小学生ぐらいに対する、法律家のイメージについてのアピールができてないんじゃないかということです。我々法律の実務家からすると、こんなに面白い仕事だよとか、法律家になったらこんなにチャンスがあるんだよとかいうことがあるわけですが、それが伝わっていないということです。

ロースクールについても、ロースクールに行ったらこれだけ面白いことがあるんだよという、その魅力をもっと伝えなきゃいけないのかなと思っています。こういう場でそういう魅力を語り合うことはすごくよいことだと思います。法律家の魅力というのは、たぶん色々皆さんもあると思うんですけど、今はこうしてロースクールと一緒に勉強をした仲間が、10年経つと色々な分野で活

躍しているのが見られるわけだし、それだけ求められる分野が広いんじゃないかなと思うんです。弁護士とか裁判官、検察官だけでなく、学者になったりインハウスで活躍したりして。そして、その中でもそれぞれ様々な分野に携わることができるので、正直色々なことを経験できるから、これだけ面白い仕事はないんじゃないかなということをやはり伝えたいです。

僕なんかは今スポーツ関係が専門分野になっていますけれど、ロースクール生のときはそんなこと全く思っていなくて、気が付いたらこういう分野での仕事が多くなってきました。講演とかもちろんスポーツ選手に対する研修会とかもあって、そういう中で法律に関するコンプライアンス研修とかがあるので、規範意識を身につけてもらうことに協力できたりとかですね。例えば宇宙だったら宇宙に関する法があったりとか、AI だったら AI に関して問題になる法があったりとか、無限の可能性が広がっているということを伝えたいですね。

今のロースクールに関して言えば、

僕が担当しているスポーツ法の授業では、興味がある学生が履修するので結構みんな目が輝いているんです。ただ、今のロースクール制度全体を見てみると、試験対策というのがすごく出ていて、司法試験に受かるため、授業の成績で A を取るためにどうしたらいいかというところが、今の学生には一番重要なことになっているなというのはすごく感じます。そこはもちろん大事なことだと思うんです。よい成績を取るのは後々大事なことだとは思いますが、就職とかではもちろん必要なことではあると思うんです。しかし、やはりさっき六車先生や皆さんが話されたとおり、要するに答えを出さない、自分の頭で考える、ということがすごく大事なことだと思っていて、ロースクールを自分の頭で考えるための訓練をしていける場にもっとしていかなくちゃいけないのかなというふうには思います。そしてロースクールの魅力として、やはりかなり密度が濃い期間を送るので、みんな同じような目標を持った人たちが一緒に勉強をしてゼミとかに来ます、要するに楽しいよということを伝えたい。

またロースクールとしては、例えば海外のロースクールとの交換留学とかそういうのをもうちょっと充実させたり、さっき西村さんもおっしゃっていましたが、ボランティアをするというのはすごく大事なことだと思います。夏にみんなエクスターンとかに行っていますけれど、ボランティアも例えば単位化するとか義務化するとかして、このロースクール時代じゃなきゃできないことというのをもっと取り入れていったら、魅力も増すのかなというふうには思いますね。

(司会) では、大胡田さん。

(大胡田) 私が六車先生の話聞いて、法律家を希望する人が減っているということの原因として1つとして、過払い金回収のCMが増え過ぎたということがあるんじゃないかなと思うんですね。弁護士って結局金だけなのか、と、そういうイメージが一般的になっちゃったというか。結局、弁護士って本当はもっと崇高な理想を目指す職業だったはずなのに金もうけだけなのか、と。

もちろん過払い金回収も重要な仕事であることは間違いないのですが、

そればかりが強調されてしまって弁護士バッジの価値がおとしめられてしまったのかな、とそんな気がしています。やはりこれに対抗するためにはさらに高みを目指している、理念を持って頑張っている弁護士が発信していくことが必要だろうと思っています。

僕自身も小学校6年生で全盲の状態になりまして、中学校2年生のときに日本で初めて視覚障害を持ちながら弁護士になった方の本を読んで弁護士を志したということがあります。ですから私がもらった希望を次の誰かに伝えていきたい、そんな思いで今、仕事をしています。時々そういうことが実現できる瞬間があります。例えば、連続窃盗犯人として捕まって、結局実刑になって刑務所に行ってしまった人から手紙をもらったことがあるんですね。人生を投げていたような彼だったけれども、手紙の中では今自分は刑務作業で点字の翻訳を始めましたと、自分が捕まったときに先生にお目にかかってもう1回自分も頑張ってみようと思ったんですね。そんな手紙を書いてくれたんですね。これを読ん

で、本当に私は弁護士になったかいがあったなと思いました。

まさにこの弁護士というのは世の中に希望をつくり出す、あるいは希望を伝えることができるそういう崇高な職業なので、それをどんどん社会に発信していかないと、魅力というのは回復しないだろうというふうに思っています。

私が今でも忘れることができない言葉があって、これは法学部法律学科に入った大学1年生の法学という授業で、内池慶四郎先生が、すべての法の底にはよりよく生きたいという人の希望が流れているんだ、そんなことをおっしゃったことがありました。まさに実は法律って社会をどうやってよくしていこうか、どうやってよく生きていこうか、そういう人間の知恵というか、人間の魂というか、そういうものの結晶であるはずなんですね。だから、そういうものを取り扱う崇高な仕事なんだということを、もう1回弁護士の業界で思い出すべきなんじゃないかな、そんな気がしております。

(司会) 清家さんはいかがですか。

(清家) 今、よりよく生きたいとい

う希望が根底にあるという話がありましたが、まさに法律は社会をよりよくするためのルールなので、例えば私の家庭の中でも私と妻の間には生活の中でルールが生まれてそれが家庭のルールになって、それが地域のレベルであれば条例になり、国のレベルであれば法律となり、国際社会であれば条約などになっていく。そして、そういう世の中のルールを扱う仕事が法律家なので、この仕事は人の幸せな生活を担う仕事なのだと思うのです。

行政という立場で法律を扱うときは、どういう制度であればより社会がよくなるかを考え、国際交渉をするときにはどういうルールを作ると世界全体がよい方向に行くかとか、そういうことを常に考えながら仕事をしています。

(司会) 寺田さんはいかがですか。

(寺田) 私は今まさに法学を教えるという立場にいますので、できる限りその魅力を持ってもらえるように伝えようとはしているんですけども、六車先生がおっしゃった問題意識はすごく感じていて、初めから自分の勉強をする選択肢に入れない人

が増えてきている。こんなに面白い分野なのに、これはすごく残念なことだと思うんです。

例えば、私は今、情報通信分野が一つの専門分野になっていて、インターネットの通信とか、もっと先の話になるとIoTとか人工知能とか、そういった事柄に関わる仕事していて、例えばドローンの研究などしています。法律家がいないと技術だけがどんどん進んでいってしまいます。今、理化学研究所というところで研究員もしていますが、理化学研究所の中で文系の研究員は法律家だけなんです。なぜ理化学研究所が法律関係の人を望んでいるのかというと、やはり制度をつくっていくに当たっては共通の枠組みを整えることが絶対に必要なわけです。その枠組みを整えるに当たって理系とかエンジニアとかの人たちだけで設計をしても、現行の法律上絶対に不可能なシステムができてしまったりするので、法律家も一緒になって理系の人工知能研究チームみたいなことをやっているのです。

おそらく高校生とか中学生の人たちは、例えば人工知能に興味がある

から工学部に進もうとかエンジニアに進もうとかという人はいるかもしれないですけども、法律の観点からでも人工知能にアプローチができるんだというふうに考える人は、あまりいないと思います。でも、高松先生がおっしゃったようにスポーツにもかかわることができますし、技術的な人工知能、IoT、それらを生かしたドローンなどにもかかわることができます。清家さんであれば環境行政にかかわっておられるわけです。だから、そういう意味で法学を学ぶと、人生の選択肢が増えると思うわけです。

若い人は気付かないかもしれないですが、一定程度の世代以上の政治家には弁護士の人もすごく多いわけです。まさに大胡田先生がおっしゃったようによりよい社会、よりよい生活をみんなができるようにするにはどうしたらよいのか、そういうふうなことに法律は深くかかわっていると思います。

ロースクールに入る前は刑事弁護とかをやりたいと思っていて、私が当時とっていた後藤昭先生のゼミには、刑事弁護で有名な神山啓史先生

がよくいらしゃっていたのです。そこで私もはっとするようなことを言われました。例えば、弁護士は専門家だからといって押し付けてはいけないのだと。人間の心の奥底にある声を聞くことが本当の声を何らかの形で聞いたりすることができる職業もまた弁護士もしくは法曹なので、そういった色々な人たちの声を代弁することができるのは法律家なんだということを神山先生がおっしゃって、私はすごく感動したんです。色々な世界の人の声を代弁することができるというのはおそらく法曹になる以外にないんだと思っています。おそらく高松先生などがスポーツ業界の人の声を代弁しておられるでしょうし、清家さんも環境行政をどういうふうにつくるかということで、さまざまな国民の声を背負ってきて生きておられるんだと思います。色々な人の声を、社会をつくるに当たってどういうふうに生かしていったらいいのかという橋渡しができる職業というのが法曹だと思うのです。

また、外でお話する機会などがあるとき、市民講座で講演をやってくださいと言われることがあります、

そういうときには引き受けるようにしています。あとは、大学でのオープンキャンパスでも法学の魅力を伝えたいと思って頑張りますし、できる限り多くの人に読んでほしいと思って論文を書いたりしています。

何らかの形で制度として例えば中学、高校とかで法律をもっと学ぶ機会をつくるか、そういうふうな形でうまく制度が少しずつ変わって、また今はすごく減っているのもうちょっと増えていくような方向になったらよいなと思います。

(司会) では、最後に私から話をさせてもらいます。六車先生がおっしゃったように、この国の根幹というのは法の社会だと思います。なかなか一般の市民の方にはまだそこまで市民の生活の中で実感できていないところもあるのかなと思います。

そして、若い人たちが法曹という職業に興味をもってもらうためには、我々がやっている仕事がいかに魅力的かということを実際に伝えていかないと難しいのかなというところはあります。

今は国際ビジネスにおいても、経営者に弁護士が同伴するというのが

基本的になっていくと思うんですね。

交渉の場面で、私もたまに海外に行ったりしますし海外から相手方が弁護士を連れてくることもよくありますけれど、経営者としては交渉の場面で弁護士の意見をやはり聞きたいんですね。契約をまとめる段階になってきたところで、契約書チェックだけじゃなくてこの契約の交渉の仕方はどうかとか、実際にこういう内容を契約に入れた場合に法的にはどうかというのを、交渉の場においてすぐに経営者は確認をしたいのです。

また、学生のときに法学教育を受けてリーガルマインドを養っておくということは、経営者として成功するにしても非常に重要ではないかなと思います。

弁護士の仕事の中には、個人の人生を左右したり、企業の今後の存在をかけたような事件があります。そういう場面で個人や企業から全面的に委任を受けて、裁判や交渉をするというのは非常にやりがいがあると思います。

また、訴訟活動を通じて、社会正義の実現にも資することができます

し、社会的な意義がある事件であれば裁判例の構築にも関与できるところに魅力があります。

社会的な正義を実現しつつ自己実現をすることができることが弁護士としての仕事の魅力であると思います。

(寺田) 私は最近の学生が特に試験勉強に偏ってしまって、正義が何なのかとか、社会の色々な不平等の問題とか、大きな環境問題とか、そういう大きな問題に興味のある学生が減ってきているんじゃないかと危惧しています。

弁護士にしろ、裁判官にしろ、研究者にしろ、やはり広い視野って大事で、例えば色々な事件を受け持ったときにもおそらく依頼者はもう自分のことでいっぱいなので、広い視野から色々な助け船を出したり、物事を多角的に考えたりするということがすごく大事です。私は震災直後に釜石にボランティアに行ったんですけれど、そこで色々な人々の生活とか震災の現状とかも目の当たりにしました。そういったボランティアなどの経験がすべて生きるのが法曹なので、広い視野を持ってほしいで

すし、うまく法曹教育にも、そういったことを取り入れていけたらいいのかなと思っています。

例えば西村先生が関わった依頼者の中でそのお子さんが法律的な紛争の解決を見て法律を勉強しなければと思ったとか、そういう人が増えるかもしれないですし、とにかくどの世代でもよいので法律というのは勉強して価値のあるものなんだ、よいものだから世界の正義の実現みたいなものに関わっていくことができるものなのだとすることを、もっと多くの人が感じてくれればよいなと思います。

また、最終的に法曹として働かなくても法律の勉強をロースクールでするという人がもっと増えてもよいと思いますので、社会に対して、ロースクールで勉強するということ、皆さんの人生をこういうふうに大きく変えますよというようなことをもっと伝えたいなと思います。ロースクールもその志願者自体が減っているというのがすごく残念です。実際に今例えば学部とかで勉強している、実際の法学部の学生さんとかがロースクールを選ばないとい

うのが増えていると思うので、法曹になる選択肢というのをそんな初めから消さないでほしいと思います。

(大胡田) 法曹養成機関でこう言うのも逆説的なんですけど、結局いい弁護士、いい法曹になるためには弁護士バッジがなくても頼られる、信頼される人間でなければいけない、それが大前提だろうと思います。今、僕は弁護士ではありますがけれども、弁護士じゃなかったとして僕が果たしてどうやって目の前の人を助けてあげられるのか、目の前の人に信頼してもらえるのかということを常に考え続ける必要があると思っています。

今ロースクールで勉強している学生にも、それは考えてほしいですね。弁護士バッジがあるだけで解決できる問題は本当に少ないというか、むしろないので、弁護士バッジがなくても頼られる人間になるにはどういう知識が必要なのか、どういうふうな人間的な深みが必要なのかということをちゃんと考えていかないと、弁護士になりました、だけれど結局もうそれで何の目標もない、やることもないというつまらない人生に

なってしまうような気がします。

(司会) 今、法曹に人気がないのは、やはりマスコミの影響も大きいと思います。最近は弁護士の不祥事の事件も出てきますけれど、そうした不祥事が取り上げられたりとか、また弁護士ではご飯が食べられないとか、そういう情報がありますね。それは本当はごく一部の出来事で一般的ではないにもかかわらず、そういうマイナスポイントが大きく報道されていることが多いと一般の方はそういうイメージを持ってしまうと思うんです。

実際の我々の肌感覚としては当然弁護士の業界は普通の業界と一緒に、それは勝ち組もいれば負け組もいる世界だし、一般の業界と同じ成熟的な社会、業界になってくるというだけだと思うんです。昔は確かに弁護士業界というのはバッジを付ければ周りから尊敬されてある程度稼ぎができる、要するに、営業をしなくても仕事が来るというというのが普通の業界だと思うんですけれど、今はそれがもう成熟的な業界になってきたので当然競争も激しい。そうしたら、ご飯を食べられないという人も

当然出てきますよというある意味では当然の業界の話であって、そこだけの一部を切り取って弁護士は食べられないみたいなのが出てくるのは本当に極端な話なのです。やはり一般的に弁護士の世界を見れば、まだまだ高収入の方が多いと思います。サッカーみたいなスターが弁護士業界には見えないから若い人から見たらそういう華やかな部分が見えにくいのかなと思います。

あとは、弁護士の能力としてロースクール時代に養えるものの1つとして、私はやはり人間力的なものが非常に必要なかなと今痛感しています。もちろん法律の知識などは弁護士としては当然必要ですが、それプラスやはり人間力がないと、クライアントを説得したりとか裁判官を説得したりすることが最終的には難しいのかなということを痛感しているところです。我々弁護士が色々な経験を色々な世界に飛び込んでいていかないと、ますます弁護士業界的魅力のある弁護士が生まれてこないのではないかと思います。

私は、最初は東京で弁護士をしましたが、急に岡山県からの衆議

院選挙に出よと言われて2回落選しましたけれど、その間に山の中を3年間以上歩いていました。おじいちゃん、おばあちゃんと話をしたりとか、はたまた市町村長と一緒に仕事をしたりとか、そういう色々な会社のトップと話をしたりとか、そういう政策の話をしたりとかそういう仕事を3年ぐらいしたんですけど、そういう弁護士じゃない世界に飛び込んでいって色々経験すると、やはり色々なことが見えてきました。

弁護士はちやほやされている商売でもあり、バッジを付ければ食べられるということが周りの人から見れば異常な話で、やっぱり特殊な世界と見られがちですので、色々な経験をしていかなないとなかなか弁護士が魅力的な人間として世の中に認められないと思います。そういう意味で、弁護士業界も今はちょうど過渡期になってきて業界が成熟しつつありますので、個々の弁護士が本当に努力をしていかなないと、世の中に認められないという状況になってきていると思います。

(六車) 今日皆さんにいて来てだいて、本当によかったと思います。

それぞれのお話をお聞きしていて、これをスタートにしてもらいたい。これだけの共通の問題意識があっても、皆さんそれぞれ全然違う。皆さんはエネルギーがあるし、色々な分野にいらっしゃる。今の状況は何かした方がいいんじゃないかというのも共通していて、それはロースクール、社会全体とか法の教育とか、もう皆さんの言っていることに本当に同感なんですね。みんながそういう法的なことは大事だというふうに小さいころから自然に考えていくような社会。大胡田さんが言われたようにバッジとかそういうことを抜きにして、法を学んだ人というのはすごく人間的に豊かな人で、そういう人が増えていくというのがいいだろうというようなことが、今日の話だと思うんですね。それぞれお1人ずつがそういう思いで日々動いていらっしゃると思います。それぞれの分野で活躍されているのはものすごくよく分かりましたけれど、もったいない。色々な分野の人たちと本当にここで語っているような、よりよい社会というか、一般の方の気持ちの中で、法というものを大切にして



もらえるように、具体的に実務的に動いていかないと、こういう話をしているだけではやはり動かないと思うんですね。こういうような話をもっと色々なところで自由に色々な人に届いて、そこで本当に一般の方のことを思うようなところでみんなが考えているんだということは伝わり、報道とか色々な情報に伝わっていく、それで全体として動き出すんじゃないかと思うんですね。だから、皆さんが本当にそういうふうに思っているのはすごくよく分かりましたので、そういうことが本当に実際の社会にうまく伝わって動いていくというふうになるといいなというのが、僕の最後に申し上げる気持ちですね。

(司会) それでは、今日は本当に非常に色々な話をさせていただき、初心を各自振り返る非常にいい機会になったかと思います。今日は先生が言われた点を各自、今後も持ち帰っていただいて、またこのメンバー、あるいはメンバーを増やしても構いませんのでお会いする機会があればと思います。どうもありがとうございました。

(2017年9月1日)